

平成 27 年 2 月 27 日
沖縄県土木建築部長

土木建築部発注の建設にかかる業務委託における最低制限価格
の設定及び予定価格の事後公表について

みだしのことについて、下記のとおり行うことになりましたので、お知らせします。

記

1. 最低制限価格の設定について

- (1) 指名競争入札及び一般競争入札(総合評価落札方式を除く)で発注する 100 万円を超える業務委託について、沖縄県土木建築部が発注する建設にかかる業務委託の最低制限価格試行要領に基づき、最低制限価格の設定を行います。
- (2) 対象となる業務委託は、測量業務、建設コンサルタント業務(土木関係のもの、建築設計及び監理業務)、地質調査業務、現場技術業務、補償関係コンサルタント業務、建設関連維持管理業です。

2. 予定価格の事後公表について

設計金額の事前公表を廃止し、100 万円を超える全ての業務委託について、電子入札システムにより予定価格の事後公表を行います。なお、工事と同様に、積算に必要な書類については、公告と合わせてシステムに掲載します。

3. 施行時期 平成 27 年 4 月 1 日以降に指名通知又は入札公告を行う案件から適用します。